

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第4号
平成30年2月8日

岡山県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒田 晋

岡山県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱を廃止する要綱

岡山県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合告示第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日においてこの要綱による廃止前の岡山県後期高齢者医療広域連合物件の買入れ、業務委託等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱第6条第1項に規定する入札参加資格を有していた者については、同条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。